

令和7年度に尾道市立小中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

令和6年5月23日

尾道市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

(ア) 小中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

ウ その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

2 採択基準

採択に当たっては、次の観点並びに尾道教育総合推進計画の政策の柱・基本方針に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して、十分な調査研究を行う。

ア 中学校用教科用図書について

(ア) 知識及び技能の習得

(イ) 思考力、判断力、表現力等の育成

- (ウ) 主体的に学習に取り組む工夫
 - (エ) 内容の構成・配列・分量
 - (オ) 内容の表現・表記
- イ 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について
- (ア) 内容の特徴・程度
 - (イ) 内容の構成・配列・分量
 - (ウ) 内容の表現・表記
 - (エ) 印刷・製本の状態

3 方法、組織及び手続き

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助により、採択を行う。

(1) 中学校用教科用図書について

ア 中学校用教科用図書の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 採択組織及び手続きについては、「尾道市教科用図書採択事務に関する規則」の定めるところによるものとする。

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の使用は、原則、文部科学省の「令和7年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者である教育委員会に提出する。